

【概要版】燕市社会教育施設使用料見直し方針（案）

1. 見直しの背景

本市の使用料は、合併後に、一部の体育施設で減免の見直しを行いました。その算定基準の抜本的な見直しまで至らなかったことから、施設や地区により使用料の金額に差があり、同等の施設を利用しても使用料に違いがある状況です。

平成 28 年 3 月に策定した「燕市行政改革推進プラン」では、その実施項目に「受益者負担の適正化」を掲げており、公共施設使用料等の見直しの統一基準を作成し、行政サービスの受益に関する公平性や公正性を確保することとしています。

2. 専門的な検討委員会での検討

前述の課題を解決するため、市教育委員会では、平成 28 年 5 月に「燕市社会教育施設使用料見直し検討委員会」を設置しました。

この検討委員会において、公共施設のうち社会教育施設の使用料の見直しについて約 3 年間に渡り議論を重ね、その結果が、平成 31 年 3 月に本委員会から市へ「社会教育施設使用料見直しに関する意見書」として提出されました。

市教育委員会では、この意見書の内容を踏まえ、本方針を策定しました。

3. 見直しの基本方針

（1）受益者負担の適正化

現行の使用料設定では、適正な受益者負担割合を考慮していないため、利用者が受けるサービスに見合った負担を考慮し、使用料を設定します。

（2）使用料算定基準の統一

統一的な使用料算定基準により、施設や地区による使用料の差を是正します。

（3）県内他市とのバランス

県内他市においても使用料の見直しが行われていることから、近隣の三条市や新潟市などとの使用料のバランスを考慮します。

（4）減免基準の統一

現行の減免基準は、施設区分（公民館施設や体育施設等）ごとに異なっているため、今回の使用料の設定に併せ、減免基準を統一します。

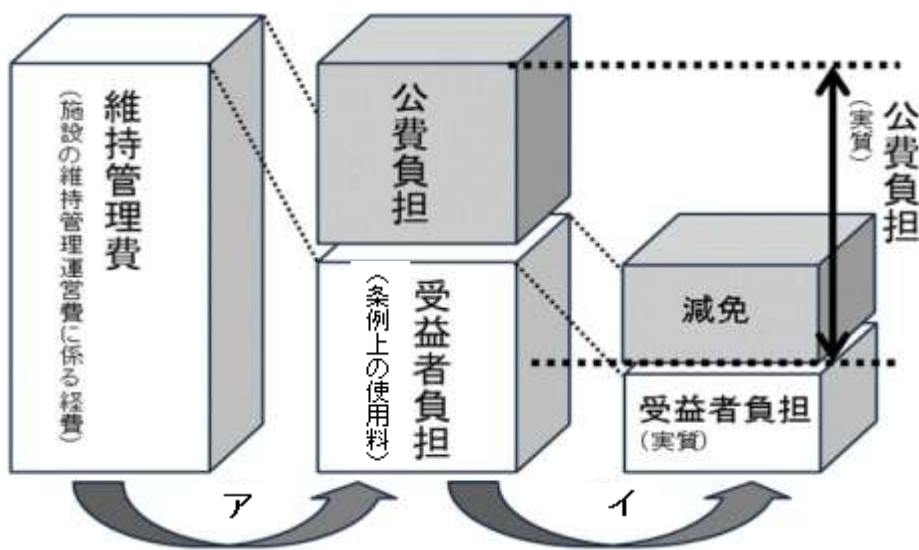
4. 社会教育施設の使用料の改定について

(1) 使用料の統一的な算定式

使用料については、施設の維持管理費の一部を利用者に負担してもらうこととし、以下の算定式を用い図1のとおり算定します。

$$\boxed{\text{使用料}} = \boxed{\text{維持管理費}} \times \boxed{\text{受益者負担割合 50\%}}$$

＜図1＞維持管理費を考慮した使用料算定のイメージ



ア：条例上の使用料の決定

施設の維持管理費を公費と受益者で按分し、公費負担額を差引いたものが、受益者の負担額となります。

イ：実質的な受益者負担額の決定

条例上の使用料から減免額を差引いたものが、実質的な受益者の負担額（徴収額）となります。

(2) 見直しに係る負担の急増抑制措置

上記の算式で使用料を算出した結果、施設によっては、見直し後の使用料が現行使用料と比べ極端に増額となることが懸念されるため、単価を引き下げる負担増抑制措置を講じます。

※燕・吉田・分水の各地区の現行使用料の平均額の2倍を上限

(3) 減免の新しい統一基準

社会教育施設使用料の見直しの基本方針に基づき、統一後の減免基準を次の表１のとおりとします。

《表１》

減免率	減免対象団体	減免理由
100%	・市、教育委員会 ・市立の学校関係	歳入・歳出を同一会計とする市の機関であることから、使用料収入による実質的な利益がないため
	・県立の学校関係（市内）	燕市に在住又は在学する子どもたちの健全育成に資する団体であるため
	・スポーツ少年団 ・上記のほか、青少年健全育成に資する団体として認められるもの	燕市の青少年を育成する団体であり、燕市の未来を担う子どもたちの健全育成に直接的に貢献しているため
	・自治会、まちづくり協議会	燕市の地域活動の拠点機能を有する組織であるため
	・共催団体	市が共に催すことを承認した事業を行う団体であるため
80%	・スポーツ協会及び加盟団体 ・文化協会及び加盟団体 ・美術協会	生涯学習活動を行う市内のサークルに対して「発表の場」を提供するなど、個々のサークルの母体団体としての機能を有するため
50%	・社会教育関係団体	燕市が社会教育関係団体としてその活動内容を認定した団体であるため
	・後援団体	市が後押しして応援することを承認した事業を行う団体であるため

ただし、統一後の減免基準を補完するため、以下の措置を講じます。

① 減免追加措置

ア 対象

社会教育関係団体

イ 内容

市教育委員会において、減免追加措置として「清掃会」と「草刈会」を表２のイメージで開催します。その会に参加した団体には、維持管理費の一部を役務により提供していただいたものとして、減免率を 50%から 80%にかさ上げする「80%減免 1 回券」を配布します。

《表２》減免追加措置のイメージ

	開 催（予定）		80%減免 1 回券 の配布枚数（数/回）
	実施時期	回数	
清 掃 会	毎月 1 回	12 回	4 枚
草 刈 会	6 月と 9 月	2 回	6 枚

5. 学校体育館の開放に係る使用料設定

(1) 現状

市内全ての小中学校で体育館とグラウンドの一般開放を行っており、スポーツ少年団やスポーツ協会加盟団体、社会教育関係団体が利用しています。

その使用料については、グラウンドのナイター設備のみ実費相当を徴収していますが、体育館は、使用料の設定がなく無料で利用できる状況です。

なお、県内 20 市のうち、学校体育館の使用料を設定していないのは、燕市を含む 4 市となっています。

(2) 新しい料金表

学校体育館の開放の使用料は、照明設備の光熱費を基に算出し、施設面積によって 30 分当たり 50 円、100 円、150 円の 3 つの段階に区分した設定とします。

(3) 減免基準

学校教育施設であることを考慮し、スポーツ少年団のように子どもたちの健全育成を目的とする団体や構成員の過半数が小中学生で構成されている団体のみ全額減免とします。

6. 個人利用の使用料設定

① 市民プール・吉田プール・分水プール

一般開放を行っている施設が分水プールのみであるため、分水プールは、受益者負担の観点から大人 100 円、子ども 50 円の使用料を設定し、市民プールと吉田プールは、学校施設として整理し、体育施設条例から外します。

② B & G 海洋センター

貸館施設の使用料見直しにおいて講じた負担の急増抑制措置の考え方や県内他市との使用料比較から、現状の 2 倍の金額を上限とした大人 200 円、子ども 100 円の使用料を設定します。

③ 体育施設のシャワー設備の使用料

シャワー設備が設置されている燕市体育センターと吉田総合体育館、分水総合体育館、スポーツランド燕、燕北多目的武道場は、現在、使用料の設定がありません。

しかし、シャワー設備は、温水を利用者の判断で直接使用するものであるため、1 人 1 回あたり 50 円の使用料を設定します。

(2) 個人利用の減免基準

個人利用の減免区分は、身体障がい者手帳や精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を持っている方とその付添い人 1 名に限定し、その割合は、施設や料金区分によらず、50%減免に統一します。(上記③は除く)